

## 書籍「共生社会の教養」に関する追加情報

標記書籍に関する、2024年4月1日から施行される改正障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）につきまして、下記のとおり追加情報をお知らせいたします。

### 記

#### 事業者による合理的配慮の提供の義務化（「共生社会の教養」該当頁：5頁、70頁、163頁）

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が公的機関だけでなく民間機関でも義務化となりました。合理的配慮は政府広報において下記のように説明されています。

「社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から『社会的なバリアを取り除いてほしい』という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを『合理的配慮の提供』といいます。」

同法の施行につきましては、以下をご参照ください。

「合理的配慮の提供が義務化されます」（内閣府 サイト）

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo2/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf)

「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki\\_jirei.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf)

「合理的配慮を知っていますか？」（内閣府 サイト）

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo/print.pdf)

以上